

第 1 回常陸大宮市議会定例会議案

令和 6 年 2 月 2 7 日

常 陸 大 宮 市

○目次

報告第1号	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	P1
報告第2号	専決処分の報告について (常陸大宮市監査委員条例及び常陸大宮市上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例)	P3
報告第3号	専決処分の報告について (常陸大宮市市営住宅条例の一部を改正する条例)	P7
議案第1号	専決処分の承認を求めることについて (常陸大宮市手数料徴収条例の一部を改正する条例)	P11
議案第2号	専決処分の承認を求めることについて (令和5年度常陸大宮市一般会計補正予算(第7号))	P15
議案第3号	令和6年度常陸大宮市一般会計予算	別冊
議案第4号	令和6年度常陸大宮市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第5号	令和6年度常陸大宮市公営墓地特別会計予算	別冊
議案第6号	令和6年度常陸大宮市介護保険特別会計予算	別冊
議案第7号	令和6年度常陸大宮市温泉事業特別会計予算	別冊
議案第8号	令和6年度常陸大宮市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第9号	令和6年度常陸大宮市上水道事業会計予算	別冊
議案第10号	令和6年度常陸大宮市下水道事業会計予算	別冊
議案第11号	常陸大宮市職員定数条例の一部を改正する条例	P17
議案第12号	常陸大宮市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	P21
議案第13号	常陸大宮市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	P25
議案第14号	常陸大宮市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	P33
議案第15号	常陸大宮市地区集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	P39
議案第16号	常陸大宮市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	P43

議案第17号	常陸大宮市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例	P47
議案第18号	常陸大宮市介護保険条例の一部を改正する条例	P51
議案第19号	常陸大宮市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	P59
議案第20号	常陸大宮市学校給食センター条例の一部を改正する条例	P105
議案第21号	常陸大宮市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	P109
議案第22号	常陸大宮市手数料徴収条例の一部を改正する条例	P113
議案第23号	常陸大宮市戸別浄化槽の設置及び管理に関する条例を廃止する条例	P117
議案第24号	財産の無償譲渡について	P119
議案第25号	令和5年度常陸大宮市一般会計補正予算(第8号)	別冊
議案第26号	令和5年度常陸大宮市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	別冊
議案第27号	令和5年度常陸大宮市介護保険特別会計補正予算(第4号)	別冊
議案第28号	令和5年度常陸大宮市戸別浄化槽整備事業特別会計補正予算(第2号)	別冊
議案第29号	令和5年度常陸大宮市温泉事業特別会計補正予算(第2号)	別冊
議案第30号	令和5年度常陸大宮市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	別冊
議案第31号	教育委員会委員の任命について	P143
議案第32号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	P145
議案第33号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	P147

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙（令和6年専決第2号）のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月27日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

専決第2号

専決処分書

市道1-13号線における車両損害事故に係る損害賠償の額を決定し、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年1月25日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

- 1 相手方
常陸大宮市内法人
- 2 損害賠償の額
一金3,042円
- 3 事故の概要
令和5年11月13日午前10時20分頃、相手方が八田地内の市道1-13号線を走行中に、市道の路肩に生えた樹木に接触し、当該車両の左側ドアミラーを損傷させ損害を与えた。
- 4 和解の内容
市は相手方に対し、上記損害賠償の額を支払い、今後本件に関していかなる事情が生じても双方異議を申し立てない。
- 5 専決処分を行う理由
市道1-13号線において発生した車両損害事故における損害賠償の額を決定し、和解することについて、市長の専決処分事項について（令和3年常陸大宮市議会議決）第7号の規定により、専決処分するものです。

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙（令和6年専決第3号）のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月27日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

専決第3号

専決処分書

常陸大宮市監査委員条例及び常陸大宮市上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年1月29日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（専決処分を行う理由）

地方自治法の一部が改正されたことに伴い、本条例を制定することについて、市長の専決処分事項について（令和3年常陸大宮市議会議決）第1号の規定により、専決処分するものです。

常陸大宮市監査委員条例及び常陸大宮市上下水道事業の設置等に関する
条例の一部を改正する条例

(常陸大宮市監査委員条例の一部改正)

第1条 常陸大宮市監査委員条例(昭和39年大宮町条例第7号)の一部を次の
ように改正する。

第9条中「第243条の2の2第3項又は第8項後段」を「第243条の2
の8第3項又は第8項後段」に改める。

(常陸大宮市上下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 常陸大宮市上下水道事業の設置等に関する条例(昭和56年大宮町条
例第24号)の一部を次のように改正する。

第8条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に
改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙（令和6年専決第4号）のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月27日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

専決第 4 号

専決処分書

常陸大宮市市営住宅条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 1 月 29 日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（専決処分を行う理由）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）の一部が改正されたことに伴い、本条例を制定することについて、市長の専決処分事項について（令和 3 年常陸大宮市議会議決）第 1 号の規定により、専決処分するものです。

常陸大宮市市営住宅条例の一部を改正する条例

常陸大宮市市営住宅条例（平成9年大宮町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第8号のイ中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2（配偶者暴力防止等法第28条の2においてこれらの規定を準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙（令和 6 年専決第 1 号）のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

専決第1号

専決処分書

常陸大宮市手数料徴収条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年1月23日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（専決処分を行う理由）

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部が改正され、令和6年3月1日から施行されることを受け、本条例を制定することについて、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分するものです。

常陸大宮市手数料徴収条例の一部を改正する条例

常陸大宮市手数料徴収条例（平成12年大宮町条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の部（1）の項中「若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調整された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「，第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書」に改め，同部（6）の項中「事務」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を加え，「書類1件」を「書類又は届出等情報の内容を表示したものの1件」に改め，同項を同部（8）の項とし，同部（5）の項中「又は同法」を「，同法」に改め，「事項の証明書の交付」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え，同項を同部（7）の項とし，同部（4）項の次に次のように加える。

<p>(6) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）手数料</p>	<p>除籍電子証明書提供用 識別符号1件につき 700円</p>
---	--

別表第1中1の部（4）の項を同部（5）の項とし，同部（3）の項中「若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調整された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「，第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書」に改め，同項を同部（4）の項とし，同部（2）の項の次に次のように加える。

<p>(3) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）手数料</p>	<p>戸籍電子証明書提供用 識別符号1件につき 400円</p>
---	--

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

議案第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙（令和 6 年専決第 5 号）のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 2 月 2 7 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

専決第5号

専決処分書

令和5年度常陸大宮市一般会計補正予算（第7号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和6年1月31日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（専決処分を行う理由）

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（給付金・定額減税一体支援枠）を活用した住民税均等割のみ課税世帯及び低所得の子育て世帯への加算給付金の支給事業執行に係る補正予算について、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分するものです。

議案第11号

常陸大宮市職員定数条例の一部を改正する条例

常陸大宮市職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年2月27日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

市長部局その他執行機関の職員定数の一部を見直すため、本条例を提案するものです。

常陸大宮市職員定数条例の一部を改正する条例

常陸大宮市職員定数条例（昭和42年大宮町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「325人」を「328人」に，同条第5号中「49人」を「46人」に，同条第6号中「7人（内1人併任）」を「6人」に，同条第7号中「80人」を「89人」に改める。

附 則

この条例は，令和6年4月1日から施行する。

議案第12号

常陸大宮市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

常陸大宮市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年2月27日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

非常勤特別職の廃止に伴い、当該職に係る報酬及び費用弁償に関する規定を削除するため、本条例を提案するものです。

常陸大宮市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

常陸大宮市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年大宮町条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表政治倫理審査会の委員の項及び創生特別顧問の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第13号

常陸大宮市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

常陸大宮市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年2月27日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

定年引上げを実施したこと等に伴い、昇給抑制に係る規定及び等級別基準職務表を見直すほか、所要の改正を行うため、本条例を提案するものです。

常陸大宮市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

常陸大宮市職員の給与に関する条例（昭和32年大宮町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第6条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 前2項の規定にかかわらず、60歳を超える職員の昇給は、第4項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて優秀又は優秀である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号数は、勤務成績に応じて市規則で定める基準に従い決定するものとする。

第12条の6の見出しを「(特定新型インフルエンザ等対策派遣手当)」に改め、同条中「第44条」を「第26条の8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態措置」を「特定新型インフルエンザ等対策」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第21条第2項中「任命権者が」及び「各任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該職員に所属する」を削り、「区分ごとの」の次に「勤勉手当の額の」を加える。

別表第1第1号の表を次のように改める。

(1) 行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	1 主事補又は技師補の職務 2 主事又は技師の職務 3 保育士又は保育教諭の職務
2 級	1 主幹又は技幹の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う保育士又は保育教諭の職務
3 級	1 主任の職務 2 係長の職務 3 副主任保育士又は副主任保育教諭の職務
4 級	1 高度の知識又は経験に基づき困難な業務を行う主任の職務 2 主査の職務 3 主任保育士又は主任保育教諭の職務
5 級	1 課長補佐，室長，支所長補佐，所長，園長，館長，議会事務局次長補佐，農業委員会事務局次長及び監査委員事務局次長の職務 2 参事の職務
6 級	1 課長，支所長，診療所事務長，防災監，議会事務局次長及び監査委員事務局長の職務 2 次長，福祉事務所長，会計管理者，教育委員会事務局次長及び農業委員会事務局長の職務
7 級	部長，危機管理監，教育部長及び議会事務局長の職務

別表第1第3号の表中

「

1 主任栄養士の職務
2 主任歯科衛生士の職務
1 主査の職務を兼務する栄養士の職務
2 主査の職務を兼務する歯科衛生士の職務

」を

「

1 副主任栄養士の職務
2 副主任歯科衛生士の職務
1 主任栄養士の職務
2 主任歯科衛生士の職務

」に改め、

同別表第4号の表中

「

1 主任看護師の職務
2 主任保健師の職務
1 主査の職務を兼務する看護師の職務
2 主査の職務を兼務する保健師の職務

」を

「

1 副主任看護師の職務
2 副主任保健師の職務
1 主任看護師の職務
2 主任保健師の職務

」に改め、

同別表第5号の表中

「

係長の職務

」を

「

1 高度の知識又は経験に基づき困難な業務を行う主任の職務
2 係長の職務

」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項及び第12条の6の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第14号

常陸大宮市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

常陸大宮市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年2月27日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

地方自治法(昭和22年法律第67号)の一部改正により、令和6年度からパートタイムの会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となることに伴い、フルタイム及びパートタイムの会計年度任用職員に対して当該手当を支給するため、本条例を提案するものです。

常陸大宮市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

常陸大宮市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年常
陸大宮市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条中「及び期末手当」を「，期末手当及び勤勉手当」に改める。

第9条第1項を次のように改める。

給与条例第20条から第20条の3までの規定は，任期が6月以上のフル
タイム会計年度任用職員について準用する。

第9条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第9条の2 給与条例第21条の規定は，任期が6月以上のフルタイム会計年
度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は，前項において準用する給与条例第21条
の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第16条第1項中「この条」の次に「及び次条第1項」を加え，同条の次に次
の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第16条の2 給与条例第21条の規定は，任期が6月以上のパートタイム会
計年度任用職員について準用する。この場合において，同条第3項中「それぞ
れその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額」とあるのは，「それ
ぞれの基準日（退職し，又は死亡した職員にあつては，退職し，又は死亡した
日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間におけ
る報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を
除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は，前項において準用する給与条例第21条
の規定による勤勉手当の支給について準用する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は，令和6年4月1日から施行する。

（常陸大宮市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

2 常陸大宮市職員の育児休業等に関する条例（平成4年大宮町条例第1号）の
一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(会計年度任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。次条において同じ。)を除く。)」を削る。

第8条中「会計年度任用職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。)」を加える。

議案第15号

常陸大宮市地区集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

常陸大宮市地区集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年2月27日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

利用者が少ない大賀地区センター及び山方高齢者コミュニティセンターにつ
いて、地元区との協議を経て廃止とするため、本条例を提案するものです。

常陸大宮市地区集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

常陸大宮市地区集会施設の設置及び管理に関する条例（令和3年常陸大宮市
条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表大賀地区センターの項及び山方高齢者コミュニティセンタ
ーの項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第16号

常陸大宮市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

常陸大宮市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年2月27日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

入所児童が減少している市立大賀保育所について、令和6年度末をもって廃止とするため、本条例を提案するものです。

常陸大宮市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

常陸大宮市立保育所の設置及び管理に関する条例(平成27年常陸大宮市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中「別表」を「次」に改め、同条に次の表を加える。

名称	位置	定員
常陸大宮市立山方保育所	常陸大宮市山方3360番地	90人

別表を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第17号

常陸大宮市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

常陸大宮市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年2月27日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

山方児童クラブ「あげひばり」の改築に伴い所在地を変更するほか、放課後児童クラブの利用需要の高まりに伴い定員の拡充及び対象児童の範囲を見直すため、本条例を提案するものです。

常陸大宮市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

常陸大宮市放課後児童クラブ条例（平成20年常陸大宮市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、常陸大宮市放課後児童クラブの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条の見出しを「(設置)」に改め、同条の表大宮児童クラブの項中「60人」を「90人」に改め、同表山方児童クラブ「あげひばり」の項中「「あげひばり」を削り、「常陸大宮市山方3292番地」を「常陸大宮市山方3295番地」に、「30人」を「40人」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8第1項の規定に基づく放課後児童健全育成事業を行うため、常陸大宮市放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）を設置する。

第3条中「市内の小学校のおおむね1学年から3学年までに就学する児童」を「市内の小学校に就学する児童（大宮児童クラブ及び大宮西児童クラブについては、おおむね1学年から4学年までの児童に限る。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定（同条の表山方児童クラブ「あげひばり」の項に係る部分に限る。）は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第18号

常陸大宮市介護保険条例の一部を改正する条例

常陸大宮市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年2月27日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

令和6年4月から常陸大宮市第9期介護保険事業計画が開始されること及び介護保険法施行令(平成10年政令第412号)の一部改正を受け、介護保険料の算定に係る所得段階を見直すとともに、介護保険料を改定するため、本条例を提案するものです。

常陸大宮市介護保険条例の一部を改正する条例

常陸大宮市介護保険条例（平成12年大宮町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「34,920円」を「31,560円」に改め、同項第2号中「52,320円」を「47,520円」に改め、同項第3号中「52,320円」を「47,880円」に改め、同項第4号中「62,760円」を「62,520円」に改め、同項第5号中「69,720円」を「69,360円」に改め、同項第6号中「86,400円」を「79,800円」に改め、「同号イ」を削り、「又は第10号イ」を「第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第7号中「87,120円」を「83,280円」に改め、「同号イ」を削り、「又は第10号イ」を「第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第8号中「104,640円」を「93,720円」に、「2,000,000円以上5,000,000円未満」を「2,000,000円以上3,000,000円未満」に改め、「同号イ」を削り、「又は第10号イ」を「第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第11号中「156,840円」を「156,120円」に改め、同号を同項第15号とし、同項第10号中「各号の」を削り、「139,440円」を「138,720円」に改め、「同号イ」を削り、同号を同項第14号とし、同項第9号中「各号の」を削り、「122,040円」を「114,480円」に、「5,000,000円以上8,000,000円未満」を「5,000,000円以上6,000,000円未満」に改め、「同号イ」を削り、「又は次号イ」を「次号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同号を同項第11号とし、同号の次に次の2号を加える。

(12) 次のいずれかに該当する者 117,960円

ア 合計所得金額が6,000,000円以上7,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 121,440円

ア 合計所得金額が7,000,000円以上8,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

第2条第1項第8号の次に次の2号を加える。

(9) 次のいずれかに該当する者 100,680円

ア 合計所得金額が3,000,000円以上4,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 104,040円

ア 合計所得金額が4,000,000円以上5,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

第2条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「20,880円」を「19,800円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「20,880円」とあるのは「34,800円」を「19,800円」とあるのは「33,720円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「20,880円」とあるのは「48,720円」を「19,800円」とあるのは「47,520円」に改める。

第4条第3項中「第2条第6号」を「第2条第1項第6号」に、「若しくは第10号イ」を「,第10号イ,第11号イ,第12号イ,第13号イ若しくは第14号イ」に、「第2条第1号から第10号まで」を「第2条第1項第1号から第14号まで」に改める。

第5条第1項中「第2条第1号から第11号」を「第2条第1項第1号から第15号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の常陸大宮市介護保険条例の規定は、令和6年度分の保険料率から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料率については、なお従前の例による。

議案第 19 号

常陸大宮市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

常陸大宮市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 2 月 27 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 16 号）が公布されたこと等に伴い、常陸大宮市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例ほか 3 条例の一部を改正する必要があるため、本条例を提案するものです。

常陸大宮市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(常陸大宮市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 常陸大宮市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成30年常陸大宮市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「地域包括支援センターをいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第3条第2項中「利用者の数が35」を「利用者の数(当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第13条第26号において同じ。)を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。)が44」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会(昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。)が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第4条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第5条第2項中「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成され

た居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条中第7項を第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、同条第4項各号列記以外の部分中「第6項」を「第7項」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる記録媒体等、一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第32条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。第14条第2号の次に次の2号を加える。

（2の2） 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

（2の3） 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第14条第14号中「医師若しくは歯科医師」を「医師等」に改め、同条第15号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによっ

て行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第14条第29号中「の規定に基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加える。

第23条第1項中「重要事項」の次に「(次項及び第3項において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第30条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第14条第2号の3に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第32条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(常陸大宮市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 常陸大宮市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運

営に関する基準を定める条例（平成24年常陸大宮市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項中第11号を削り，第12号を第11号とし，同条第6項中「当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に，「施設」を「敷地」に改める。

第7条中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項第2号中「磁気ディスク，シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。第203条第1項において同じ。）」に改める。

第24条中第9号を第11号とし，第8号を第10号とし，第7号の次に次の2号を加える。

（8） 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては，当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

（9） 前号の身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第34条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え，同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に改め，同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は，原則として，重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第42条第2項中第7号を第8号とし，第6号を第7号とし，第5号を第6号とし，第4号の次に次の1号を加える。

（5） 第3条の22第9号に規定する身体的拘束等の態様及び時

間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第47条第3項中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め，同条第4項中第11号を削り，第12号を第11号とする。

第48条中「同一敷地内の」を削る。

第51条中第7号を第9号とし，第6号を第8号とし，第5号を第7号とし，第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては，当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第58条第2項中第5号を第6号とし，第4号を第5号とし，第3号を第4号とし，第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第51条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の4中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の9中第7号を第9号とし，第6号を第8号とし，第5号を第7号とし，第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては，当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の19第2項中第6号を第7号とし，第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ，第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第59条の9第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時

間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の24第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の30中第5号を第7号とし，第4号を第6号とし，第3号を第5号とし，第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては，当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の37第2項中第7号を第8号とし，第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ，第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第59条の30第4号に規定する身体的拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第62条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第65条第2項中「以下同じ。）若しくは」の次に「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する」を加える。

第66条中「同一敷地内にある」を削る。

第70条中第6号を第8号とし，第5号を第7号とし，第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては，当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，

その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第79条第2項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第70条中第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第82条第6項の表中

「

指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院

」を

「

指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院

」に改める。

第83条第1項中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定す

る第1号介護予防支援事業を除く。)」を「他の事業所，施設等の職務」に改め，同条第3項中「第112条」の次に「，第192条第3項」を加える。

第92条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め，同条第6号中「前項」を「前号」に改め，同条中第8号を第9号とし，第7号を第8号とし，第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は，身体的拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第106条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は，当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化，介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため，当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第111条中「同一敷地内にある」を削る。

第121条ただし書中「これらの事業所，施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第125条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第104号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第128条中「及び第104条」を「、第104条及び第106条の2」に改める。

第130条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

1 1 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第149条において準用する第6条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第131条中「同一敷地内にある」を削る。

第147条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以

上，協力医療機関との間で，利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに，協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならぬ。

- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は，第2種協定指定医療機関との間で，新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は，協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては，当該第2種協定指定医療機関との間で，新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は，利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に，当該利用者の病状が軽快し，退院が可能となった場合においては，再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第149条中「及び第99条」を「，第99条及び第106条の2」に改める。

第151条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め，「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第152条第1項第6号中「医療法」の次に「(昭和23年法律第205号)」を加える。

第165条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て，当該医師及び当該協力医療機関」を加え，同条に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は，前項の医師及び協力医療機関の協力を得て，1年に1回以上，緊急時等における対応方法の見直しを行い，必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第166条中「同一敷地内にある」を削る。

第172条を次のように改める。

(協力医療機関等)

第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

第177条中「及び第59条の17第1項から第4項まで」を「、第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2」に改める。

第187条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第189条中「第59条の17第1項から第4項まで」の次に「、第106条の2」を加える。

第191条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第192条第1項中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第197条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第202条中「及び第106条」を「第106条及び第106条の2」に改める。

第203条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(常陸大宮市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 常陸大宮市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例(平成27年常陸大宮市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第4条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

第5条第3項中「担当職員」の次に「(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。)」を加え、同条第4項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる記録媒体等一定の

事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第11条に次の2項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は，前項の利用料のほか，利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には，それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は，前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては，あらかじめ，利用者又はその家族に対し，当該サービスの内容及び費用について説明を行い，利用者の同意を得なければならない。

第12条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第13条各号列記以外の部分中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め，同条第1号中「(平成11年厚生省令第36号)」を削り，同条第4号中「規定」の次に「(第31条第29号の規定を除く。）」を加える。

第22条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え，同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に，「同項」を「前項」に改め，同条に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防支援事業者は，原則として，重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第29条第2項中第5号を第6号とし，第4号を第5号とし，第3号を第4号とし，第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第31条第2号の3に規定する身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第31条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第31条第2号の次に次の2号を加える。

- (2の2) 指定介護予防支援の提供に当たっては，当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体的拘束等を行ってはならない。

(2の3) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第31条第16号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、」を削り、同号中ウをオとし、同号イ中「訪問しない月」の次に「(ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)」を加え、同号中イをエとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間(以下この号において単に「期間」という。)について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第31条に次の1号を加える。

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第 3 3 条に見出しとして「(準用)」を付する。

第 3 4 条第 1 項中「(電子的方式, 磁氣的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて, 電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(常陸大宮市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員, 設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第 4 条 常陸大宮市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員, 設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成 2 4 年常陸大宮市条例第 2 3 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「同一敷地内にある」を削る。

第 9 条第 2 項中「指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成 1 8 年法律第 8 3 号)附則第 1 3 0 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 2 6 条の規定による改正前の法第 4 8 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第 4 4 条第 6 項において同じ。)」を「健康保険法等の一部を改正する法律(平成 1 8 年法律第 8 3 号)第 2 6 条の規定による改正前の法第 4 8 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第 1 0 条中「同一敷地内にある」を削る。

第 1 1 条第 2 項第 2 号中「磁気ディスク, シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式, 磁氣的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて, 電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第 9 1 条第 1 項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第32条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条第2項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第42条第11号に規定する身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第42条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第10号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次に2号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第44条第6項の表中

「

指定認知症対応型共同生活介護事業所，指定地域密着型特定施設，指定地域密着型介護老人福祉施設，指定介護老人福祉施設，介護老人保健施設，指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院

」を

「

指定認知症対応型共同生活介護事業所，指定地域密着型特定施設，指定地域密着型介護老人福祉施設，指定介護老人福祉施設，介護老人保健施設，又は介護医療院

」に改める。

第45条第1項を次のように改める。

指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は，指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は，当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し，又は他の事業所，施設等の職務に従事することができるものとする。

第53条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め，同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は，身体的拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第62条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第62条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は，当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化，介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため，当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用

して行うことができるものとする。)を定期的を開催しなければならない。

第72条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第79条ただし書中「これらの事業所，施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第83条中第3項を第8項とし，第2項を第7項とし，第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては，次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において，医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - (2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において，診療を行う体制を常時確保していること。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，1年に1回以上，協力医療機関との間で，利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに，協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第104号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で，新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症，同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては，当該第2種協定指定医療機関との間で，新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関に入院した後に、当該者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第86条中「及び第61条」を「、第61条及び第62条の2」に改める。

第91条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中常陸大宮市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第5条第4項第2号の改正規定及び第32条の改正規定、第2条中常陸大宮市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第9条第2項第2号の改正規定及び第203条第1項の改正規定、第3条中常陸大宮市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例第5条第4項第2号の改正規定及び第34条第1項の改正規定並びに第4条中常陸大宮市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第11条第2項第2号の改正規定及び第91条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の常陸大宮市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。)第23条第3項(新指定居宅介護支援等基準条例第31条において準用する場合を含む。)、第2条の規定による常陸大宮市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新地域密着型サービス基準条例」という。)第34条第3項(新地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第

59条の20の3, 第59条の30, 第80条, 第108条, 第128条, 第149条, 第177条, 第189条及び第202条において準用する場合を含む。), 第3条の規定による常陸大宮市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例(以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。)第22条第3項(新指定介護予防支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。)及び第4条の規定による常陸大宮市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員, 設備及び運営等に関する基準を定める条例(以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)第32条第3項(新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。)の規定は, 適用しない。

(身体的拘束等の経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は, 新地域密着型サービス基準条例第92条第7号及び第197条第7号並びに新地域密着型介護予防サービス基準条例第53条第3項の規定の適用については, これらの規定中「講じなければ」とあるのは, 「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は, 新地域密着型サービス基準条例第106条の2(新地域密着型サービス基準条例第128条, 第149条, 第177条, 第189条及び第202条において準用する場合を含む。)及び新地域密着型介護予防サービス基準条例第62条の2(新地域密着型介護予防サービス基準条例第86条において準用する場合を含む。)の規定の適用については, これらの規定中「しなければ」とあるのは, 「するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

- 5 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は, 新地域密着型サービス基準条例第172条第1項(新地域密着型介護予防サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。)の規定の適用については, これらの規定中「定めておかなければ」とあるのは, 「定めておくよう努めなければ」とする。

議案第20号

常陸大宮市学校給食センター条例の一部を改正する条例

常陸大宮市学校給食センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年2月27日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

今後の児童生徒数の推移を踏まえ、山方学校給食センターを廃止し、市内全小中学校の学校給食業務を学校給食センターに集約するため、本条例を提案するものです。

常陸大宮市学校給食センター条例の一部を改正する条例

常陸大宮市学校給食センター条例（令和３年常陸大宮市条例第９号）の一部を次のように改正する。

第１条中「という。）を」の次に「常陸大宮市鷹巣２６９９番地の２に」を加える。

第２条を削り、第３条を第２条とし、第４条を第３条とする。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第 21 号

常陸大宮市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

常陸大宮市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 2 月 27 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

中央公民館の老朽化に伴い、中央公民館機能を文化センターに移転するため、本条例を提案するものです。

常陸大宮市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

常陸大宮市公民館の設置及び管理に関する条例（令和3年常陸大宮市条例第28号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

常陸大宮市公民館条例

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第24条の規定に基づき、常陸大宮市中央公民館（以下「中央公民館」という。）を常陸大宮市中富町3135番地の6に設置する。

2 前項に規定するほか、地域の生涯学習活動を推進する機関として、次の表の右欄に掲げる対象区域ごとに、同表左欄に掲げる地域公民館を置く。

名称	位置	対象区域
大宮公民館	常陸大宮市中富町3135番地の6 (中央公民館内)	大宮地域
山方公民館	常陸大宮市山方660番地 (常陸大宮市山方地域センター内)	山方地域
美和公民館	常陸大宮市高部5281番地の1, 5278番地 (常陸大宮市美和地域センター内)	美和地域
緒川公民館	常陸大宮市上小瀬1259番地 (常陸大宮市緒川地域センター内)	緒川地域
御前山公民館	常陸大宮市野口3195番地 (常陸大宮市御前山地域センター内)	御前山地域

第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条を第3条とする。

第5条から第12条までを削り、第13条を第4条とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 22 号

常陸大宮市手数料徴収条例の一部を改正する条例

常陸大宮市手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 2 月 27 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)の一部改正により、国が示す手数料の標準額が見直されたことを受け、常陸大宮市手数料徴収条例(平成12年大宮町条例第5号)の一部を改正する必要性が生じたため、本条例を提案するものです。

常陸大宮市手数料徴収条例の一部を改正する条例

常陸大宮市手数料徴収条例（平成12年大宮町条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の部（3）の項中「1,180,000円」を「1,450,000円」に、「1,410,000円」を「1,720,000円」に、「1,590,000円」を「1,920,000円」に、「1,950,000円」を「2,360,000円」に、「2,270,000円」を「2,740,000円」に、「4,550,000円」を「5,640,000円」に、「5,820,000円」を「7,240,000円」に、「7,070,000円」を「8,790,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 23 号

常陸大宮市戸別浄化槽の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

常陸大宮市戸別浄化槽の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 2 月 27 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

町村合併前の事業を引き継ぎ、山方地域、美和地域及び緒川地域の一部において市設置型浄化槽として整備した戸別浄化槽について用途廃止するため、本条例を提案するものです。

常陸大宮市戸別浄化槽の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

常陸大宮市戸別浄化槽の設置及び管理に関する条例（平成16年大宮町条例第150号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に使用した戸別浄化槽に係る使用料については、この条例による廃止前の常陸大宮市戸別浄化槽の設置及び管理に関する条例第16条から第19条までの規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。
（常陸大宮市戸別浄化槽整備事業分担金徴収条例の廃止）
- 3 常陸大宮市戸別浄化槽整備事業分担金徴収条例（平成16年大宮町条例第151号）は、廃止する。
（常陸大宮市特別会計条例の一部改正）
- 4 常陸大宮市特別会計条例（昭和39年大宮町条例第9号）の一部を次のように改正する。
第1条中第2号を削り、第3号を第2号とする。
- 5 この条例による改正前の常陸大宮市特別会計条例第1条第2号に掲げる戸別浄化槽整備事業特別会計に係る令和5年度の出納の整理については、なお従前の例による。

議案第 2 4 号

財産の無償譲渡について

下記のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求める。

記

1 譲渡する財産

名 称 常陸大宮市戸別浄化槽

所 在 常陸大宮市●●●●●● 外 4 7 5 箇所

(別紙のとおり)

2 譲渡先

常陸大宮市●●●●●● ●● ●● 外 4 7 4 名

(別紙のとおり)

3 譲渡日

令和 6 年 4 月 1 日

4 譲渡する理由

本市の戸別浄化槽整備事業については、町村合併前の旧町村で実施していた事業を踏襲し、市が整備する市設置型の戸別浄化槽整備事業と補助制度による個人設置型の浄化槽整備事業の 2 つの方式を併存し、地域ごとに異なる方式により実施してきたが、これを個人設置型の浄化槽整備事業に統一するため、市設置型の戸別浄化槽整備事業については、令和 6 年 3 月 3 1 日をもって用途廃止し、これを各使用者に無償譲渡する。

令和 6 年 2 月 2 7 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

別紙

番号	設置 年度	譲渡する財産（浄化槽）		譲渡する相手方	
		設置場所	人槽	住所	氏名
1	H16	●●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●	●● ●●
2	H16	●●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●●●	●● ●●
3	H16	●●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●	●● ●●
4	H16	●●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●●●	●● ●●
5	H16	●●●●●●●●	6	●●●●●●●●●●●●	●● ●●
6	H16	●●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●	●● ●●
7	H16	●●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●●●	●● ●●
8	H16	●●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●	●● ●●
9	H16	●●●●●●●●	6	●●●●●●●●●●●●	●● ●●
10	H16	●●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●	●● ●●
11	H16	●●●●●●●●	8	●●●●●●●●●●●●	●● ●●
12	H16	●●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●●●	●● ●●
13	H16	●●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●●●	●● ●●
14	H18	●●●●●●●●	8	●●●●●●●●●●●●	●● ●●
15	H18	●●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●	●● ●●
16	H18	●●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●●●	●● ●●
17	H18	●●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●	●● ●●
18	H18	●●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●	●● ●●
19	H18	●●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●	●● ●●
20	H18	●●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●●●	●● ●●

番号	設置 年度	譲渡する財産（浄化槽）		譲渡する相手方	
		設置場所	人槽	住所	氏名
21	H18	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
22	H16	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
23	H16	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
24	H16	●●●●●●●	10	●●●●●●●●●●	●● ●●
25	H16	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
26	H16	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
27	H16	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
28	H16	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
29	H16	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
30	H16	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
31	H16	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
32	H16	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
33	H16	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
34	H16	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
35	H16	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
36	H16	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
37	H16	●●●●●●●	10	●●●●●●●●●●	●● ●●
38	H16	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
39	H16	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
40	H16	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
41	H16	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●

番号	設置 年度	譲渡する財産（浄化槽）		譲渡する相手方	
		設置場所	人槽	住所	氏名
42	H16	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
43	H16	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
44	H16	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
45	H16	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
46	H16	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
47	H16	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
48	H16	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
49	H16	●●●●●●●	10	●●●●●●●●●●	●● ●●
50	H16	●●●●●●●	10	●●●●●●●●●●	●● ●●
51	H16	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
52	H16	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
53	H16	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
54	H16	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
55	H16	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
56	H16	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
57	H16	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
58	H16	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
59	H16	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
60	H16	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
61	H16	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
62	H16	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●

番号	設置 年度	譲渡する財産（浄化槽）		譲渡する相手方	
		設置場所	人槽	住所	氏名
63	H16	●●●●●●●	10	●●●●●●●●●●	●● ●●
64	H16	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
65	H16	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
66	H16	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
67	H16	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
68	H16	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
69	H16	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
70	H16	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
71	H16	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
72	H16	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
73	H16	●●●●●●●	10	●●●●●●●●●●	●● ●●
74	H16	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
75	H16	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
76	H16	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
77	H16	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
78	H16	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
79	H16	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
80	H16	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
81	H16	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
82	H16	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
83	H16	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●

番号	設置 年度	譲渡する財産（浄化槽）		譲渡する相手方	
		設置場所	人槽	住所	氏名
84	H16	●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
85	H16	●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
86	H16	●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
87	H17	●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
88	H17	●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
89	H17	●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
90	H17	●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
91	H17	●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
92	H17	●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
93	H17	●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
94	H17	●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
95	H17	●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
96	H17	●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
97	H17	●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
98	H17	●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
99	H17	●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
100	H17	●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
101	H17	●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
102	H17	●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
103	H17	●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
104	H17	●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●

番号	設置 年度	譲渡する財産（浄化槽）		譲渡する相手方	
		設置場所	人槽	住所	氏名
105	H17	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
106	H17	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
107	H17	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
108	H17	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
109	H17	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
110	H17	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
111	H17	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
112	H17	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
113	H17	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
114	H17	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
115	H17	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
116	H17	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
117	H17	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
118	H17	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
119	H17	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
120	H17	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
121	H17	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
122	H17	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
123	H17	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
124	H17	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
125	H17	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●	●● ●●

番号	設置 年度	譲渡する財産（浄化槽）		譲渡する相手方	
		設置場所	人槽	住所	氏名
126	H17	●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
127	H17	●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
128	H17	●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
129	H17	●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
130	H17	●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
131	H18	●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
132	H18	●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
133	H18	●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
134	H18	●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
135	H18	●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
136	H18	●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
137	H18	●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
138	H18	●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
139	H18	●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
140	H18	●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
141	H18	●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
142	H18	●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
143	H18	●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
144	H18	●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
145	H18	●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
146	H18	●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●

番号	設置 年度	譲渡する財産（浄化槽）		譲渡する相手方	
		設置場所	人槽	住所	氏名
147	H18	●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
148	H18	●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
149	H18	●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
150	H18	●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
151	H18	●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
152	H18	●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
153	H18	●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
154	H18	●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
155	H18	●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
156	H18	●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
157	H18	●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
158	H18	●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
159	H18	●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
160	H18	●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
161	H18	●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
162	H18	●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
163	H18	●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
164	H18	●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
165	H18	●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
166	H18	●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
167	H18	●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●

番号	設置 年度	譲渡する財産（浄化槽）		譲渡する相手方	
		設置場所	人槽	住所	氏名
168	H18	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
169	H18	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
170	H18	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
171	H18	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
172	H18	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
173	H19	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
174	H19	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
175	H19	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
176	H19	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
177	H19	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
178	H19	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
179	H19	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
180	H19	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
181	H19	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
182	H19	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
183	H19	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
184	H19	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
185	H19	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
186	H19	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
187	H19	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
188	H19	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●

番号	設置 年度	譲渡する財産（浄化槽）		譲渡する相手方	
		設置場所	人槽	住所	氏名
189	H19	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
190	H20	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
191	H20	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
192	H20	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
193	H20	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
194	H20	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
195	H20	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
196	H20	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
197	H20	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
198	H20	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
199	H20	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
200	H20	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
201	H20	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
202	H20	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
203	H20	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
204	H21	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
205	H21	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
206	H21	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
207	H21	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
208	H21	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
209	H21	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●

番号	設置 年度	譲渡する財産（浄化槽）		譲渡する相手方	
		設置場所	人槽	住所	氏名
210	H23	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
211	H23	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
212	H23	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
213	H23	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
214	H23	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
215	H16	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
216	H16	●●●●●●●	6	●●●●●●●●●●	●● ●●
217	H16	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
218	H16	●●●●●●●	10	●●●●●●●●●●	●● ●●
219	H17	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
220	H17	●●●●●●●	8	●●●●●●●●●●	●● ●●
221	H17	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
222	H17	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
223	H17	●●●●●●●	10	●●●●●●●●●●	●● ●●
224	H18	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
225	H18	●●●●●●●	10	●●●●●●●●●●	●● ●●
226	H16	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
227	H16	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
228	H16	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
229	H16	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
230	H16	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●

番号	設置 年度	譲渡する財産（浄化槽）		譲渡する相手方	
		設置場所	人槽	住所	氏名
231	H16	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
232	H16	●●●●●●●	10	●●●●●●●●●●	●● ●●
233	H16	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
234	H16	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
235	H16	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
236	H16	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
237	H16	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
238	H16	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
239	H16	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
240	H16	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
241	H16	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
242	H16	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
243	H16	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
244	H16	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
245	H16	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
246	H16	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
247	H16	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
248	H16	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
249	H16	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
250	H16	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
251	H16	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●

番号	設置 年度	譲渡する財産（浄化槽）		譲渡する相手方	
		設置場所	人槽	住所	氏名
252	H16	●●●●●●	10	●●●●●●●●●●	●● ●●
253	H16	●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
254	H16	●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
255	H16	●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
256	H17	●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
257	H17	●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
258	H17	●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
259	H17	●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
260	H17	●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
261	H17	●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
262	H17	●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
263	H17	●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
264	H17	●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
265	H17	●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
266	H17	●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
267	H17	●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
268	H18	●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
269	H18	●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
270	H18	●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
271	H18	●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
272	H18	●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●

番号	設置 年度	譲渡する財産（浄化槽）		譲渡する相手方	
		設置場所	人槽	住所	氏名
273	H18	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
274	H18	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
275	H18	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
276	H18	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
277	H18	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
278	H18	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
279	H18	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
280	H18	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
281	H18	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
282	H18	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
283	H18	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
284	H18	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
285	H19	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
286	H19	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
287	H19	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
288	H19	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
289	H19	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
290	H19	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
291	H20	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
292	H20	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
293	H21	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●

番号	設置 年度	譲渡する財産（浄化槽）		譲渡する相手方	
		設置場所	人槽	住所	氏名
294	H13	●●●●●●●●	8	●●●●●●●●●●	●● ●●
295	H13	●●●●●●●●	8	●●●●●●●●●●	●● ●●
296	H13	●●●●●●●●	8	●●●●●●●●●●	●● ●●
297	H13	●●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
298	H13	●●●●●●●●	8	●●●●●●●●●●	●● ●●
299	H14	●●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
300	H14	●●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
301	H14	●●●●●●●●	6	●●●●●●●●●●	●● ●●
302	H14	●●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
303	H14	●●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
304	H14	●●●●●●●●	6	●●●●●●●●●●	●● ●●
305	H14	●●●●●●●●	6	●●●●●●●●●●	●● ●●
306	H14	●●●●●●●●	8	●●●●●●●●●●	●● ●●
307	H14	●●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
308	H14	●●●●●●●●	6	●●●●●●●●●●	●● ●●
309	H15	●●●●●●●●	8	●●●●●●●●●●	●● ●●
310	H15	●●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
311	H15	●●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
312	H15	●●●●●●●●	6	●●●●●●●●●●	●● ●●
313	H15	●●●●●●●●	6	●●●●●●●●●●	●● ●●
314	H15	●●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●

番号	設置 年度	譲渡する財産（浄化槽）		譲渡する相手方	
		設置場所	人槽	住所	氏名
315	H15	●●●●●●	8	●●●●●●●●	●● ●●
316	H15	●●●●●●	5	●●●●●●●●	●● ●●
317	H15	●●●●●●	5	●●●●●●●●	●● ●●
318	H15	●●●●●●	8	●●●●●●●●	●● ●●
319	H15	●●●●●●	8	●●●●●●●●	●● ●●
320	H16	●●●●●●	6	●●●●●●●●	●● ●●
321	H16	●●●●●●	7	●●●●●●●●	●● ●●
322	H16	●●●●●●	5	●●●●●●●●	●● ●●
323	H16	●●●●●●	5	●●●●●●●●	●● ●●
324	H13	●●●●●●	5	●●●●●●●●	●● ●●
325	H13	●●●●●●	5	●●●●●●●●	●● ●●
326	H13	●●●●●●	7	●●●●●●●●	●● ●●
327	H13	●●●●●●	5	●●●●●●●●	●● ●●
328	H13	●●●●●●	5	●●●●●●●●	●● ●●
329	H13	●●●●●●	7	●●●●●●●●	●● ●●
330	H13	●●●●●●	10	●●●●●●●●	●● ●●
331	H13	●●●●●●	10	●●●●●●●●	●● ●●
332	H13	●●●●●●	5	●●●●●●●●	●● ●●
333	H13	●●●●●●	5	●●●●●●●●	●● ●●
334	H13	●●●●●●	5	●●●●●●●●	●● ●●
335	H13	●●●●●●	5	●●●●●●●●	●● ●●

番号	設置 年度	譲渡する財産（浄化槽）		譲渡する相手方	
		設置場所	人槽	住所	氏名
336	H13	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
337	H13	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
338	H13	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
339	H13	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
340	H13	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
341	H13	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
342	H13	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
343	H13	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
344	H13	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
345	H13	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
346	H13	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
347	H13	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
348	H13	●●●●●●●	10	●●●●●●●●●●	●● ●●
349	H13	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
350	H14	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
351	H14	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
352	H14	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
353	H14	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
354	H14	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
355	H14	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
356	H14	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●

番号	設置 年度	譲渡する財産（浄化槽）		譲渡する相手方	
		設置場所	人槽	住所	氏名
357	H14	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
358	H14	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
359	H14	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
360	H14	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
361	H14	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
362	H14	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
363	H14	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
364	H14	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
365	H14	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
366	H14	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
367	H14	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
368	H14	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
369	H14	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
370	H14	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
371	H14	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
372	H14	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
373	H14	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
374	H14	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
375	H14	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
376	H14	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
377	H14	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●

番号	設置 年度	譲渡する財産（浄化槽）		譲渡する相手方	
		設置場所	人槽	住所	氏名
378	H14	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
379	H14	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
380	H14	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
381	H15	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
382	H15	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
383	H15	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
384	H15	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
385	H15	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
386	H15	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
387	H15	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
388	H15	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
389	H15	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
390	H15	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
391	H15	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
392	H15	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
393	H15	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
394	H15	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
395	H15	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
396	H15	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
397	H15	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
398	H15	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●

番号	設置 年度	譲渡する財産（浄化槽）		譲渡する相手方	
		設置場所	人槽	住所	氏名
399	H15	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
400	H15	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
401	H15	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
402	H15	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
403	H15	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
404	H15	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
405	H15	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
406	H15	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
407	H15	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
408	H15	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
409	H15	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
410	H15	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
411	H15	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
412	H15	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
413	H15	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
414	H15	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
415	H15	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
416	H15	●●●●●●●	10	●●●●●●●●●●	●● ●●
417	H15	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
418	H15	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
419	H15	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●

番号	設置 年度	譲渡する財産（浄化槽）		譲渡する相手方	
		設置場所	人槽	住所	氏名
420	H15	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
421	H16	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
422	H16	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
423	H16	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
424	H16	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
425	H16	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
426	H16	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
427	H16	●●●●●●●	10	●●●●●●●●●●	●● ●●
428	H16	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
429	H16	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
430	H16	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
431	H16	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
432	H16	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
433	H16	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
434	H16	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
435	H16	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
436	H16	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
437	H16	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
438	H16	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	●● ●●
439	H16	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●	●● ●●
440	H16	●●●●●●●	10	●●●●●●●●●●	●● ●●

番号	設置 年度	譲渡する財産（浄化槽）		譲渡する相手方	
		設置場所	人槽	住所	氏名
441	H16	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
442	H16	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
443	H16	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
444	H16	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
445	H16	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
446	H16	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
447	H16	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
448	H16	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
449	H16	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
450	H17	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
451	H17	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
452	H17	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
453	H17	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
454	H17	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
455	H17	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
456	H17	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
457	H17	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
458	H17	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
459	H17	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
460	H17	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
461	H17	●●●●●●●	50	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●

番号	設置 年度	譲渡する財産（浄化槽）		譲渡する相手方	
		設置場所	人槽	住所	氏名
462	H17	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
463	H17	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
464	H17	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
465	H18	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
466	H18	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
467	H18	●●●●●●●	50	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
468	H19	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
469	H19	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
470	H19	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
471	H19	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
472	H20	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
473	H20	●●●●●●●	5	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
474	H21	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
475	H23	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
476	H23	●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●

議案第 3 1 号

教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 常陸大宮市●●●●●●
氏 名 菊池 久義
●●●●年●●月●●日生

令和 6 年 2 月 2 7 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（提案理由）

教育委員会委員 生天目 茂 氏が令和 6 年 3 月 3 1 日で任期満了となることから、新たに 菊池 久義 氏を教育委員会委員に任命したいため、提案するものです。

議案第 3 2 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 常陸大宮市●●●●●●
氏 名 金子 正平
●●●●年●●月●●日生

令和 6 年 2 月 2 7 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（提案理由）

人権擁護委員 金子 正平 氏が令和 6 年 6 月 3 0 日で任期満了となることから、引き続き同氏を人権擁護委員として法務大臣に推薦したいため、提案するものです。

議案第 33 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 常陸大宮市●●●●●●
氏 名 佐藤 民子
●●●●年●●月●●日生

令和 6 年 2 月 27 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（提案理由）

人権擁護委員 井樋 代里子 氏が令和 6 年 6 月 30 日で任期満了となることから、新たに 佐藤 民子 氏を人権擁護委員として法務大臣に推薦したいため、提案するものです。